再生利用個別指定制度申請書添付書類一覧表

<申請に当たって>

- 1 申請場所は岡崎市役所 福祉会館5階です。
- 2 申請に先立ち、当課と事前協議を必ず実施してください。 なお、事前協議の具体的な実施方法については<u>事前相談票</u>ともに概要説明資料をご提出ください。 提出された資料について内容を確認次第、当方よりご連絡させていただきます。
- 3 申請の受付につきましては、完全予約制ですので、事前協議終了後に予約の上お願いします。
- 4 郵送での受付(申請)は行っておりませんので、直接お越しください。
- 5 申請に必要な部数は**2部(正本・副本各1部)**です。副本はコピーで結構です。

No.				書	類	営業の種別	
		添	付			再生輸送	再生活用
1	事業計画の概要を記載した書類		、取引関係フロ	□一、運搬費	又は処分費に係る調書、	•	•
2	事業の用に供する施設に関する書類	及び設計計算 ② 当該施設 ③ 1 車検証 事 (事 の付近の見取 のコピー(電 にのこも両と。 にのこも両と。 にはま廃 ではまり ではまり ではまりででは、 ではまりででは、 ではまりででは、 ではまりででは、 ではまりででは、 ではまりででは、 ではまりででは、 にではまりででは、 にではまりででは、 にではまりではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりでは、 にではまりではまりでは、 にではまりではまりではまりでは、 にではまりではまりではまりではまりではまりではまりではまりではまりではまりではまり	図 子車検証の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ と ・ ・ と ・ と ・	股車両として登録されてい 式第6号の3 を使用する場合は、当該容 では、許可証のコピー 明する資料 は、売買契約書や領収書等	•	
3	事業の用に供す る土地に関する 書類	ものに限る) ② 公図のコロ ③ 隣接する 項証明書(2) ④ 他法令チェ	ピー(施設、位 土地の所有者 公道等を挟ん エック票 様	保管場所の付金 でいる土地の でいる土地の 式第6号の6		•	•

No.			営業の種別			
		添析。	再生輸送	再生活用		
4	事務所	折付近の見取図	•	•		
5		事業者との委託関係を記載した書類 毛契約書等)	•	•		
6	排出事	•	•			
7		5月に伴う処理過程を記載した書類	•	•		
8		刊用現場において使用する再生品の一般市場において通常使用される市場品 各等の説明書類及び当該説明書類に基づく再生品の規格説明書類(例JIS	•	•		
9	再生活用を行う場合には、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した 書類					
10	生活環境保全上の対策を記載した書類(再生輸送業者にあっては、 様式第6号の9) 排出事業者及び再生輸送業者並びに再生活用事業者、再生利用業者など関係者 全てにおいて十分な対策について協議し、合意していることを証明すること。 ※なお、あらかじめ事前協議において当市と打合せを必ず行うこと。					
11	再生輸送業者は産業廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証のコピー(受講者については産業廃棄物処理業の定めに準ずる)※原本を申請時に持参すること。 再生活用業者は産業廃棄物の処分に関する講習の修了証のコピー(受講者については産業廃棄物処理業の定めに準ずる)※原本を申請時に持参すること。					
12	金融格	•	•			
	法	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は個別注記表 ※直前期の自己資本比率が30%以上であること。	•	•		
	14	直前3年の法人税の納税証明書(その1)	•	•		
	人	直前3年の各事業年度の確定申告書のコピー(別表1(1)、別表4)	•	•		
		直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類のコピー (販売費及び一般管理費、処分案(又は欠損金処理案)、決算書明細のうち、 未払金又は未払費用の残高内訳及び役員報酬明細、役員報酬手当等及び人 件費の内訳、買掛金(未払金)の内訳書)	•	•		
13	個	資産に関する調書及びその内容を証明する書類 (金融機関が発行する残高証明書(原本)、市町村が発行する固定資産税評価額証明書等(原本)及び当該不動産に係る登記事項証明書、直前期の所得税青色申告決算書(貸借対照表)等) ※資産に対する負債の比率が10%以下であり、かつ客観的に証明できること。	•	•		
	人	直前3年の所得税の納税証明書(その1)	•	•		
		直前3年の各事業年度の確定申告書のコピー(1面)	•	•		
		直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類のコピー	•	•		

No.		営業の種別							
	添析		再生活用						
14	今後5年の事業に係る収支計画書(様式第6号の7)及び売上高の内訳書 ● ●								
15	法 定款又は寄附行為 (原本証明をしてください)	•	•						
	人 法人に関する登記事項証明書(商業登記簿) ※排出者及び再生利用業者を含む	•	•						
16	次に掲げる者の、『住民票 (本籍 (外国人にあっては国籍等) の記載のあるものに限る。以下同じ。)』 法 ア 法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員 人 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資者※ウ 令第 6 条の 10 に規定する使用人※株主又は出資者が法人の場合は法人に関する登記事項証明書(旧:商業登記簿) 個 次に掲げる者の、住民票 人 申請者 ② 令第 6 条の 10 に規定する使用人	•	•						
17	誓約書 様式第6号の8	•	•						
18	申立書	•	•						

- (注1) ●…必ず添付が必要なもの
- (注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。
- (注3) 申請に当たっては、事前に岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の規定に基づき、市長との協議が必要になる場合があります。
- (注4)住民票及び登記事項証明書など、公的機関から発行される証明書は<u>原本</u>、かつ、<u>発行日から3カ月</u> 以内のものを提出してください。
- (注5) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の添付」が「国籍等の記載のある住民票の添付」に変更されていますので、御注意願います。